

## 閣議決定計画に基づく関係省庁連絡会議の設置

- PCB廃棄物処理基本計画(平成28年7月26日閣議決定)
  - 政府自身が保管・所有する高濃度PCB廃棄物等について率先処理を進めるため、各省庁において、保管・所有状況の調査、実行計画の策定等の取組を進めていくことを規定。
- 関係省庁連絡会議の設置(平成28年11月15日)
  - 関係者の密接な連携の下で基本計画に基づく取組を進めるため、各省局長級で「PCB廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議」を設置。

## < 関係省庁連絡会議における主な取組内容 >

### 1. 関係省庁における実行計画の策定

- ◆ 平成28年度以降、全ての省庁において実行計画を策定。

### 2. 政府機関等における保有状況の調査・公表

- ◆ 平成28年度以降、毎年度、各省庁の保管・所有する高濃度PCB廃棄物等の状況(前年度末時点)を取りまとめ、公表。

### 3. 高濃度PCB廃棄物となる塗膜の把握に係る調査

- ◆ 平成30年度、各省庁に高濃度PCB廃棄物となる塗膜の把握のため、自ら保有・管理する施設の調査を開始。
- ◆ 都道府県市及び業界団体に対し、関係省庁より調査に関する情報提供を実施。

### 4. 一般への広報及び関係団体等への周知

- ◆ テレビCM等を活用した広報を行い、変圧器・コンデンサーに加え安定器の期限内処理を周知。
- ◆ 1,000を超える所管業界団体等に対して、処分期間内の早期処理に関する周知徹底を文書で通知。

## < 直近の取組 >

- ◆ 平成30年11月から、各省庁において高濃度PCB廃棄物となる塗膜の把握のため、自ら保有・管理する施設等に関する調査を開始した。加えて、都道府県市の施設を保有する部局及び所管業界団体に対して関係省庁より調査実施要領を共有し、各機関における調査を促した。
- ◆ 安定器の早期処理の徹底について、各省庁の業界団体(1,100団体)へ周知を実施。